

K-Report

2018年9月1日発行
第8巻 第9号

《発行者》 協同組合 愛知労務協会
富田謙社会保険労務士事務所 所長 富田 謙
■住所
〒460-0011 愛知県名古屋市中区大須四丁目11番39号 川本ビル4階
TEL 052-261-2611 URL <http://www.tomiken.org>
FAX 052-261-2612



目次

1. 改正情報
2. 労務管理の基礎知識
3. 所長コラム

1. 改正情報

■ 地域別最低賃金額の改定額が答申

平成30年8月10日、厚生労働者は都道府県労働局に設置されている全ての地方最低賃金審議会が答申した平成30年度の地域別最低賃金の改定額を発表しました。これは、7月26日に中央最低賃金審議会が示した「平成30年度地域別最低賃金額改定の目安について」などを参考として、各地方最低賃金審議会にて調査・審議した結果を取りまとめたもので、答申された改定額は、都道府県労働局での関係労使からの異議申出に関する手続きを経た上で、都道府県労働局長の決定により、10月1日から順次発効される予定です。愛知県の地域別最低賃金額の改定額および発効予定年月日は次のとおりです。

平成30年10月1日(予定)から
時間額**898円**
(従来の871円から27引き上げ)

【留意事項】

- ・ 愛知県内の事業所の使用者は右記の最低賃金より低い賃金で労働者（臨時・パート・アルバイト等を含む全ての労働者）を使用することはできません。
- ・ 一部の業種については別途特定（産業別）最低賃金が適用されます。
- ・ 派遣労働者については、派遣先事業場に適用される最低賃金が適用されます。

【最低賃金の算出に関する注意】

最低賃金の対象となる賃金は、毎月支払われる基本的な賃金に限られません。具体的には、実際に支払われる賃金から次の賃金を除外したものが対象となります。

- ・ 臨時に支払われる賃金（結婚手当など）
- ・ 1ヵ月を超える期間ごとに支払われる賃金（賞与など）
- ・ 時間外労働に対する賃金
- ・ 休日労働に対する賃金
- ・ 深夜労働に対する割増賃金
- ・ 精皆勤手当、通勤手当及び家族手当

【最低賃金との比較】

最低賃金は時間額によって定められている為、月給制や日給制の場合は下記の計算で時間額を比較します。

●月給制

基本的賃金 ÷ 1月の所定労働時間数（年間平均） ≥ 最低賃金

●日給制

基本的賃金 ÷ 1日の所定労働時間数 ≥ 最低賃金

2. 労務管理の基礎知識

■ 女性社員のルール ②妊産婦の保護 ～不利益取扱いの禁止～

男女雇用機会均等法では、女性労働者の妊娠、出産、産前産後休業の請求、取得や、母性健康管理措置や母性保護措置を受けたことを理由とする解雇その他不利益な取扱いをすることの禁止が定められています。

この禁止される不利益な取扱いに該当する具体的な例は『労働者に対する性別を理由とする差別の禁止等に関する規定に定める事項に関し、事業主が適切に対処するための指針』で以下のように例示されています。

《禁止される不利益な取扱い例》

- ① 解雇すること（※1）
- ② 期間を定めて雇用される者について契約更新しないこと
- ③ あらかじめ契約の更新回数の上限が明示されている場合に、この回数を引き下げること
- ④ 退職又は正社員をパートタイム労働者等の非正規社員とするような労働契約内容の変更を強要すること
- ⑤ 降格させること
- ⑥ 就業環境を害すること
- ⑦ 不利益な自宅待機を命ずること
- ⑧ 減給をし、又は賞与等において不利益な算定を行うこと
- ⑨ 昇進・昇格の人事考課において不利益な評価を行うこと
- ⑩ 不利益な配置変更を行うこと
- ⑪ 派遣労働者として就業するものについて、派遣先が当該派遣労働者に係る労働者派遣の役務の提供を拒むこと

（※1）

妊娠中又は産後1年以内になされた解雇は、事業主が妊娠等を理由とする解雇でないことを証明できない限り無効とされます。

3. 所長コラム

■ 懲りない人たち

「国土交通省や総務省などの中央省庁が義務付けられた障害者の雇用割合を四十二年間にわたり水増しし、定められた目標を大幅に下回っていたとして、政府が調査を始めたことが十六日、分かった。」

2018年8月17日 中日新聞朝刊

2015年3月当時、全国に36の病院を抱える独立行政法人労働者健康福祉機構（現労働者健康安全機構）が、障害者雇用率を水増しし当時の総務部長らが起訴され罰金の略式命令を受けていることが、関連記事として掲載されているが、当時隣の厚生労働省で不正が暴かれたにもかかわらず、そのまま続ける図太さは「国民をばかにしている」などと言う生易しい批判では物足らず関係大臣総辞職しても罪を償うことはできない。100人超の企業は法定の障害者雇用率を達成できなければ不足1人当たり月額5万円の「納付金」を支払っている。「金返せ！怒怒怒怒」

いつまでも、親方日の丸でいると日本がつぶれる。誰か何とかしてくれ。

・障害者雇用率とは？

⇒ 障害者雇用促進法によって民間企業、国、地方公共団体は、その「常時雇用している労働者数」の一定の割合（法定雇用率）に相当する人数以上の身体障害者、知的障害者、精神障害者を雇用することが義務づけられています。